

## 2019年4月10日（水）付け修正事項について

2019年4月10日付で、湯河原町万葉公園再整備事業 公募設置等指針等について、次のとおり一部修正しました。

### 公募設置等指針（P24）⑥駐車場

「及び電気自動車用急速充電器」を削除。

### 公募設置等指針（P28）7.（1）①応募者の資格

グループで応募する場合について、「代表構成団体は法人格を有するものとし、その他の構成団体に法人格を求めるものではありません。」を追加。（\*1）

### 公募設置等指針（P29～P33）

\*1の修正事項に伴い、「企業」へ置き換える必要のある「法人」を「企業」へ修正。

### 公募設置等指針（P33～P34）＜提出書類一覧＞

\*1の修正事項に伴う文言及び番号の修正を行い、「様式6-1」を追加。

### 様式4～様式11

\*1の修正事項に伴う文言の修正を行い、「様式6-1」を追加。

### 様式9-3 【記載における注意事項】

二項目目に下記を追加。

「なお、「副本」については、「施設所有者」と「予定経営事業者」の企業の名称等が特定できないように「A社（建設会社）」や「B社（造園会社）」などで記載してください。」